

社会福祉法人やましの里 役員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やましの里（以下「法人」という。）定款第21条及び「社会福祉法人やましの里 評議員選任解任委員会運営規則」第6条の規定に基づき、役員・評議員・評議員選任解任委員・事業運営管理者会議出席者に対する報酬及び費用の弁償について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

（支給の対象）

第2条 法人定款第5条、第15条及び「社会福祉法人やましの里 評議員選任解任委員会運営規則」第2条に規定する役員・評議員・評議員選任解任委員・事業運営管理者会議出席者とする。

（支給金額等）

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

（1）報酬は、監事監査1回につき2万円（税別）を支給する。

（2）費用の弁償は、1人当たりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で、理事会・評議員会・運営協議委員会・評議員選任解任委員会出席1回につき5,000円（税別）と交通費（実費）を支給する。

但し、職員については勤務時間として計算し、給与として支払うものとする。

（3）その他の用務で出張した場合は、社会福祉法人やましの里旅費規程に定める額を支給する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月23日から施行する。

この規定は、令和元年6月15日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年6月24日から施行する。

この規定は、令和8年6月23日から施行する。